

地方創生に向けて 金融庁が要請する 地域金融機関の役割

様々なライフステージの企業を官民一体で支援

経済ジャーナリスト
鷲尾香一



地方創生の動きが本格化する中、地域金融機関が果たす役割の重要性が増している。金融庁も地域金融機関の役割について言及。地方版総合戦略に対する関与の方向性を示すとともに、体制整備の状況を一覧表にまとめるなど対応に本腰を入れ始めている。

4月23日、全国財務局長会議で挨拶に立った赤澤亮正・金融担当副大臣は、地方創生における地方版総合戦略について、4月9日に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の関連予算7225億円を含めた2015年度予算が成立し、地方創生に向けた取組みが進んでいるとした。

そのうえで、赤澤副大臣は「その総合戦略の中で、地方公共団体は各地域独自の『地方版総合戦略』を15年度中に策定することとされており、その策定にあたっては、地域金融機関の知見等を積極的に活用することが求められている」と地域金融機関の役割の重要性を強調した。

さらに、赤澤副大臣は「各財務局長は引き続き、地域金融機関と企業の事業性評価に基づく融資等

への具体的な取組みについて議論するとともに、『地方版総合戦略』の策定への積極的な参画を促してほしい」と要請した。

地域金融機関にはどんな関与が求められているか

すでに、金融庁は地方創生に対する地域金融機関の取組みへの対応を開始している。

金融庁のホームページには「新規融資や経営改善・事業再生支援等における参考事例集」が掲載され、地域金融機関の地域創生への取組みの実例についても提示。こ

の事例集は、地域金融機関の従来からの取組みの中から、新規融資や経営改善支援等の先進的な取組みを抽出したものだ。地方創生に資する事例も多数揭示されている。

金融庁は「地域経済の活性化に資する取組みは、従来から地方公共団体および金融機関により数多くの実績が積み重ねられてきている。また、地方創生に向けた取組みは、地域ごとの課題や地域としてとるべき戦略に応じて多岐にわたるため、掲載した事例が決してすべてではない」としている。

『総合戦略』において金融機関の関与が求められている項目としては、1. 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする、2. 時代にあつた地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する の二つが挙げられる。

具体的には「1. 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする」では、以下の取組みが想定されている。

(1) 地域経済雇用戦略の企画・

実施体制の整備 地域の産官学金が連携した総合戦略推進組織の整備

(2) 地域産業の競争力強化(業種横断的取組み)：①包括的創業支援(創業による新たなビジネスの創造や第二創業等の支援等)、②地域を担う中核企業支援、③産業・金融一体となった総合支援体制の整備、④事業承継の円滑化、事業再生、経営改善支援等

(3) 地域産業の競争力強化(分野別取組み)：①サービス産業の活性化・付加価値向上(ヘルスケア産業の創出等)、②農林水産業の成長産業化(パリュウチェーンの構築)、③観光地域づくり、ロカル版クールジャパンの推進(地域資源を活用した「ふるさと名物」の開発支援等)、④地域の歴史・町並み・文化・芸術・スポーツ等による地域活性化

(4) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策：プロフェッショナル人材の地方還流 次に「2. 時代にあつた地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」で

は、以下の取組みを挙げている。

(1) 中山間地域等における「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)の形成

(2) 地方都市における経済・生活圏の形成：都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成 (3) 人口減少等を踏まえた既存ストックのマネジメント強化：公施設・公的不動産の利活用についての民間活力の活用、空き家対策の推進

地方創生本部は金融機関と地公体との連携例を明示

金融機関の関与項目に関しては、内閣官房の「まち・ひと・しごと創生本部」が作成した「地域の成長戦略実現のための金融機関との連携について」に基づいたもの。この中では、地方創生における地方公共団体と金融機関の連携例も明示されている。

この連携例は、地方創生本部からの協力要請を三つを挙げ、これに対して地域金融機関等との連携例を取り上げたものだ。

第一は、地方創生本部からの

